

## 令和 7 年 9 月定例県議会付議案

議案第 1 号 令和 7 年度鳥取県一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 2 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）

産業振興に資するため、法人県民税法人税割に係る超過課税及び中小法人等に対する不均一課税の特例期間を 5 年間延長するものである。

（概要）

令和 13 年 3 月 31 日（現行 令和 8 年 3 月 31 日）までに開始する各事業年度分の法人県民税法人税割について、1.8% の超過課税を実施する。（中小法人等に対しては、1.0%（標準税率）の不均一課税を併せて実施する。）

[公布施行]

議案第 4 号 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての  
県費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）

公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動用のビラの作成等に係る公費負担の上限額が改められたことに鑑み、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る県費負担の上限額を引き上げるものである。

[公布施行]

議案第 5 号 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（市町村課）

住民基本台帳法及び住民基本台帳法別表第 1 から別表第 6 までの総務省令で定める事務を定める省令の一部が改正され、同法により本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務（以下「法定事務」という。）が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①条例で定める本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務から、法定事務と重複する事務を削る。
- ②本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務について定めた規定について、知事への委任を廃止する。
- ③その他所要の規定の整備を行う。

[公布施行]

## 議案第 6号 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

(雇用・働き方政策課)

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律に、都道府県労働局による紛争の解決の援助に関する規定が設けられていることを受け、都道府県労働局の権限・知見等の活用により紛争当事者の利便性を高めるため、所要の改正を行うものである。
- (2) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①当事者からあっせんの申請があった場合に知事があっせんを行わなうことができる個別労働関係紛争として、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき都道府県労働局による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は紛争調整委員会に係属しているもの若しくは調停が成立したものを加える。
- ②当事者からあっせんの申請があった場合に知事があっせんを行わなうことができる個別労働関係紛争について定めた規定中引用する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の条項を改める等所要の規定の整備を行う。

[公布施行 ほか]

## 議案第 7号 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課）

- (1) 受益と負担の公平の確保を図るため、鳥取県内の各港湾施設に係る岸壁及び物揚場の使用料の区分及び額を改めるものである。
- (2) 鳥取港ポートパークの一層の利用促進を図るため、新たに使用料の区分及び額を定めるものである。

(概要)

- ①米子港以外の港湾において、総トン数が5トン未満の船舶を岸壁及び物揚場に係留する場合の使用料を徴収するとともに、岸壁及び物揚場の使用料の区分及び金額を次のとおり見直す。

区分	単位		金額
外航船舶	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合	3円
		係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円50銭
		係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円
		係留時間が24時間を超える場合	6円に24時間を超える部分6時間までごとに1円50銭を加算した額
プレジャーボート等	1隻につき1日		820円
	1隻につき1月		8,200円
	1隻につき1年		82,000円
その他の船舶	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合	3円30銭
		係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円95銭
		係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円60銭
		係留時間が24時間を超える場合	6円60銭に24時間を超える部分6時間までごとに1円65銭を加算した額

②次のとおり新たに使用料の区分及び額を定める。

ア 鳥取港のマリーナ港区に隣接する一時係留場所を使用する場合

1区画につき 1月 8,200 円

イ 鳥取港のマリーナ港区に隣接する桟橋を使用する場合

区分	単位	金額
長さが6メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1日	740円
長さが6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1日	990円

③その他所要の規定の整備を行う。

[令和8年4月1日施行]

### **議案第 8号 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）**

警察法施行令等の一部が改正され、女性警察官（警察官の服制に準ずる女性交通巡視員を含む。）のスカートが廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正

ア 警察官に対し支給する被服の品目から夏服スカートを削る。

イ その他所要の規定の整備を行う。

②交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正

①に準じた改正を行う。

[公布施行]

### **議案第 9号 財産を無償で譲渡すること（一般県道大山佐摩線旧道路用地）について（道路企画課）**

相 手 方：大山町

譲 渡 財 産：普通財産

所在地	種類	数量
西伯郡大山町豊房字上河原 2372 番 7 ほか 1 筆	土 地	970 m <sup>2</sup>

無償譲渡理由：バイパス整備により旧県道となった一般県道大山佐摩線旧道路用地を大山町が農道として管理するため、同町に無償で譲渡しようとするものである。

### **議案第 10号 財産の取得（鳥取空港除雪車）について（交通政策課）**

取 得 の 目 的：鳥取空港の除雪の用に供するため、除雪車を更新するものである。

財 産 の 内 容：空港用大型高速スイーパー除雪車

取 得 予 定 価 格：122,100,000 円

契 約 の 相 手 方：第一実業株式会社

## 議案第11号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（消防防災課）

和解の相手方 : A 米子市 個人  
B 米子市 個人  
C 米子市 個人  
D 米子市 個人  
E 米子市 個人  
F 米子市 個人  
G 米子市 個人  
H 米子市 個人  
I 米子市 個人  
J 倉吉市 個人  
K 日野郡日南町 個人  
L 島根県安来市 個人  
M 米子市 個人  
N 倉吉市 個人  
O 境港市 個人  
P 東伯郡琴浦町 個人

和解の要旨 : 県側の過失割合を10割とし、県は、総額2,358,109円を支払う。

県は、損害賠償金198,055円をAに、117,205円をBに、231,583円をCに、208,406円をDに、133,320円をEに、153,252円をFに、149,842円をGに、141,405円をHに、339,355円をIに、155,530円をJに、256,916円をKに、273,240円をLにそれぞれ支払うものとすること。また、M、N、O及びPは、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとすること。

概要 : 令和6年10月31日、本県からの応援要請に基づき出動した島根県所有の消防防災ヘリコプターが、水難救助事案の活動中、本県が設置した表示に従い飛行場外離着陸場に離着陸した際、回転翼によって生じた風により小石等が舞い上がり、隣接の駐車場に和解の相手方がそれぞれ駐車していた普通乗用自動車3台、小型乗用自動車4台、軽乗用自動車8台及び軽貨物自動車1台に衝突し、それぞれの車両が破損したものである。

## 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）について（まちづくり課）

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

(概要)

指定管理者となる団体 : 中一&スマイルカンパニー株式会社（公募）

指定の期間 : 令和7年11月1日から令和27年3月31日まで

## 議案第13号 令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について（水環境保全課）

## 議案第14号 令和6年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

## 議案第15号 令和6年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

## 議案第16号 専決処分の承認について

### （1）損害賠償請求事件に係る訴えの提起について（令和7年8月1日専決）（体育保健課）

相手方 : 岡山市 個人

訴えの内容 : 令和5年（ワ）第370号損害賠償請求事件につき、令和7年7月18日言渡しのあった岡山地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。

## 報 告 事 項

### 報告第 1号 令和6年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書について（企業局経営企画課）

事 業 名	年 度	精 算 額 (円)
新幡郷発電所精密分解点検に伴う改修事業 ※収益的支出分	R 4～R 6年度	785,169,000
新幡郷発電所精密分解点検に伴う改修事業 ※資本的支出分	R 4～R 6年度	470,680,100

### 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

#### (1) 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例（令和7年8月14日専決）（住宅政策課）

災害救助法の一部改正に伴い、被災者住宅再建等支援金の交付対象となる事業について定めた規定中引用する同法の条項を改めるものである。

[公布施行]

#### (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年8月14日専決）（畜産振興課）

和解の相手方：東伯郡琴浦町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 177,100 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年6月18日、中小家畜試験場の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、駐車場内の駐車枠から前進した際、右側の安全確認が不十分であったため、停車していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

#### (3) 工事請負契約（国道181号（江府道路）トンネル工事（久連トンネル）（補助改良））の 変更について（令和7年8月14日専決）（道路建設課）

地質が想定より脆弱な区間において、崩落を防止するための掘削補助工法を追加したこと等に伴い、契約金額の変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：変更前 6,299,986,000 円 → 変更後 6,323,540,300 円（23,554,300 円の増）

#### (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年8月15日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：八頭町

和解の要旨：県は、損害賠償金 191,400 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年12月19日、郡家警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が所有する道路左側の法面に脱輪し、同法面を損傷させたものである。

#### (5) 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (令和7年8月18日専決)（税務課）

山村振興法の一部改正に伴い、同法に規定する産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税について定めた規定中引用する同法の条項及び用語を改める等所要の規定の整理を行うものである。

[公布施行]

## (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年8月26日専決）（県土総務課）

和解の相手方：日南町

和解の要旨：県は、損害賠償金 992,871 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年11月13日、西部総合事務所日野振興センターの職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内において運転操作を誤り、和解の相手方が設置する照明灯に衝突し、同照明灯を破損させたものである。

## (7) 損害賠償に係る和解について（令和7年8月26日専決）（県土総務課）

和解の相手方：東伯郡琴浦町 個人

和解の要旨：和解の相手方は損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わない。（県過失 2 割）

事故の概要：令和7年3月18日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、沿道の敷地から後退して道路に進入してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

## 報告第 3号 鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について（交通政策課）

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第24条の規定により、鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について報告する。

## 報告第 4号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について

**（産業未来創造課）**

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの令和6年度における業務の実績に関する評価について報告する。

## 報告第 5号 法人の経営状況について

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 ほか 30 法人

## 報告第 6号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 ほか 30 法人

## 報告第 7号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 32 件